

西区河川愛護活動助成金交付要綱

平成 19 年 4 月 1 日 西区長決定

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、区民の河川愛護意識の普及、高揚を図ることを目的とし、区内の河川愛護団体（以下「団体」という。）が行う河川愛護活動にかかる経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年 3 月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(団体の認定)

第 2 条 助成の対象となるものは、神戸市西区長（以下「区長」という。）より団体の認定を受けたものとする。

2 認定を受けようとする団体の代表者は、「西区河川愛護団体認定申請書」（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き当該認定を受けようとするときは申請を省略できる。

(1) 前年度実績がある場合は、過去 1 年間の河川愛護活動実績報告書

(2) 前年度実績がない場合は、今後 1 年間の河川愛護活動計画書

3 区長は前項の規定により、団体から提出された書類についてその内容を十分に精査し、団体として認めるのに相応しいと判断した場合は、速やかに「西区河川愛護団体の認定について」（様式第 2 号）によりその旨団体に通知するものとする。

(助成対象活動)

第 3 条 助成の対象となる活動は、団体が実施する地域住民主体で行う流域全体を対象とした川まつり事業とする。

(対象外経費)

第 3 条の 2 次に掲げる経費については、助成の交付対象とならないものとする。

(1) 他の地域団体その他団体への記念行事お祝い金、神事、祭り等に対する協賛金（地域団体が、その事業実施団体の一員として分担するものを除く）

(2) 単に、地域団体の会員及び役員等という身分上の理由をもって支給する給与、報酬等（広報配布費等の報償費は除く）

(3) 慶弔費

(4) 飲食を主たる目的とした会合に係る経費

(5) 国、県、市及びその他の団体等から補助金等が交付される場合において、当該補助金等により充当される経費

(6) 酒類にかかる経費

(7) 領収書がない等使途が不明なもの

(8) その他区長が適当と認めないもの

(助成金の額)

第4条 第3条の活動に対する助成金の額は、活動に要する経費の2分の1以内で、かつ区の当該助成金の予算の範囲内とし、30万円を上限とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該活動年度の6月末までに提出しなければならない。

(1) 西区河川愛護活動助成金交付申請書(様式第3号)

(2) 収支予算書(申請書添付書類(1))またはこれに代わる書類

(交付の決定)

第6条 区長は、前条の申請を受理したときは、速やかに補助金規則第6条に従い、当該申請にかかわる書類等の内容について調査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは「西区河川愛護活動助成金交付決定通知書」(様式第4号)により通知するものとする。このとき、助成金の額(以下、「交付決定額」という。)は、予算の範囲内で区長が決定するものとする。

2 助成金の交付の決定を受けた団体(以下、「交付団体」という。)は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従うものとする。

3 区長は、補助金規則第6条第3項により助成金の交付が不適當である旨の通知を行うときは「西区河川愛護活動助成金不交付決定通知書」(様式第5号)により申請団体に対し通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 交付団体は、当該年度の8月末までに請求書を提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求があった場合は、速やかに助成金を交付団体に概算払により支払うものとする。

(事業の中止等)

第8条 交付団体は、第6条の交付決定を受けた助成対象活動の全部を中止し、又は廃止する場合は「西区河川愛護活動中止(廃止)承認申請書」(様式第6号)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった時は、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めた時は、その旨を「西区河川愛護活動中止(廃止)承認通知書」(様式第7号)により交付団体に通知するものとする。

(活動の報告)

第9条 交付団体は、補助金規則第15条により助成対象活動が完了したときは、速やかに助成事業の成果を記載した次に掲げる書類を区長あてに提出しなければならない。

- (1) 西区河川愛護活動実績報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(実績報告書添付書類(1))またはこれに代わる書類

(交付額の確定および精算等)

第10条 区長は前条の規定による報告を受けた場合は、補助金規則第16条第1項に従って当該報告書について調査し、助成金の交付額を確定し、交付団体に「西区河川愛護活動助成金交付確定通知書」(様式第9号)を通知するものとする。

- 2 区長は、次に掲げるとおり助成金の額を確定するものとする。
 - (1) 前項の審査により、第6条により交付の決定の際に付した助成条件を満たさない場合は、その差額を減額する。
 - (2) 助成対象活動に要した経費の総額が、交付決定額より低い場合は、その差額を減額する。
 - (3) 前2号にかかわらず、天災地変等、交付団体の責めに帰さない事情により交付決定されていた助成対象活動を中止した場合は、区長が特に必要と認めた場合は、補助金規則第10条第1項ただし書きの規定により、助成対象活動を実施するために既に執行した経費のうち、区長が認める額を交付することができる。
- 3 区長は、第1項により確定した助成金の額(以下、「交付確定額」という。)が交付決定額と同額である場合は、補助金規則第16条第3項により、第1項の通知を省略することができる。
- 4 区長は、交付確定額が交付決定額より減額となった場合は、交付団体に対して速やかに当該差額を請求するものとする。
- 5 交付団体は、前項の請求があった場合は、定められた納付期限内に支払わなければならない。

(助成金の取消し及び返還)

第11条 区長は、補助金規則第19条の各号に該当すると認めるときは、交付団体に対し、助成金の交付の決定を取り消すものとする。なお、助成金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

2 区長は、前項により助成金の交付を取り消したときは、交付団体に「西区河川愛護活動助成金交付決定取消通知書」(様式第10号)を通知するものとし、既に交付した助成金については、期限を定めて全部又は一部を返還させるものとする。

(助成対象活動への協力)

第12条 区長は、交付団体の要請により、助成対象活動の実施に必要な協力を行うことができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月12日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

西 区 長 宛

住 所

団体名

代表者

西区河川愛護団体認定申請書

西区河川愛護活動助成金交付要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 愛護団体の名称
- 2 所在地
- 3 団体の代表者
- 4 河川の名称
- 5 過去1年間の愛護活動実績

(様式第2号)

(公印省略)
神西総地第 号
令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

西 区 長

西区河川愛護団体の認定について

令和 年 月 日付で貴団体から申請のありましたみだしの件について、下記のとおり西区河川愛護団体として認定します。

記

認 定 年 月 日

令 和 年 月 日

(様式第3号)

令和 年 月 日

西 区 長 宛

住 所

団体名

代表者

西区河川愛護活動助成金交付申請書

西区河川愛護活動助成金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 活動内容

2 活動日

3 活動場所

4 参加人数

5 助成金申請額 円

(申請書添付書類 (1))

収 支 予 算 書

1 収入の部 (単位: 円)

科 目	予 算 額	摘 要
西区河川愛護活動助成金 申請額		
その他公的補助金		
その他収入		※協賛金・会費など
合計		

2 支出の部 (単位: 円)

科 目	予 算 額	摘 要
助成対象経費		
対象外経費		
合計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

(様式第4号)

(公印省略)
神西総地第 号
令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

西 区 長

西区河川愛護活動助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった西区河川愛護活動助成金について、下記のとおり交付することに決定いたしましたので通知します。

記

1 活動内容

2 助成金額 ¥ ー

3 交付の条件

- (1) 助成事業者は、補助金規則及び西区河川愛護活動助成金交付要綱に従うこと。
- (2) 上記のほか、補助事業等の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに区長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。

(様式第5号)

(公印省略)
神西総地第 号
令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

西 区 長

西区河川愛護活動助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった西区河川愛護活動助成金については、下記の理由により不交付とすることに決定いたしましたので通知します。

記

1 不交付とした理由

(様式第6号)

令和 年 月 日

西 区 長 宛

住 所

団体名

代表者

西区河川愛護活動中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった助成対象活動について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

1 活動内容

2 中止（廃止）の理由

(様式第7号)

(公印省略)
神西総地第 号
令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

西 区 長

西区河川愛護活動中止（廃止）承認通知書

令和 年 月 日付 第 号をもって中止（廃止）申請のあった助成対象活動について、次のとおり中止（廃止）承認することに決定したので通知します。

記

1 活動内容

2 交付決定日・番号

令和 年 月 日付 第 号

3 中止（廃止）の期日

(様式第8号)

令和 年 月 日

西 区 長 宛

住 所

団体名

代表者

西区河川愛護活動実績報告書

西区河川愛護活動助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 活動内容

2 活動日

3 活動場所

4 参加人数

(実績報告書添付書類 (1))

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位: 円)

科 目	決 算 額	摘 要
西区河川愛護活動助成金 申請額		
その他公的補助金		
その他収入		※協賛金・会費など
合計		

2 支出の部 (単位: 円)

科 目	決 算 額	摘 要
助成対象経費		
対象外経費		
合計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

(様式第9号)

(公印省略)
神西総地第 号
令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

西 区 長

西区河川愛護活動助成金交付確定通知書

令和 年 月 日付で活動報告のあった西区河川愛護活動助成金について、下記のとおり交付額の確定を決定いたしましたので通知します。

減額された助成金については、令和 年 月 日までに指定の戻入通知書により返還してください。

記

1	活動内容		
2	当初交付決定額	¥	—
3	変更交付決定額	¥	—
4	返還額	¥	—

(様式第 10 号)

(公 印 省 略)
神 西 総 地 第 号
令 和 年 月 日

住 所

団体名

代表者 様

西 区 長

西区河川愛護活動助成金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した西区河川愛護活動助成金について、
下記のとおり交付額の決定を取消いたしましたので通知します。

助成金の返還については、令和 年 月 日までに指定の戻入通知書により返還し
てください。

記

1 活動内容

2 助成金確定額 円 ー

3 既助成金交付額 円 ー

4 返還額 円 ー

5 取消しの理由